

日向市木材利用促進基本方針

平成23年9月1日策定

令和7年8月1日全部改正

第1 趣旨

この基本方針は、平成22年に制定された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等において木造化・木質化を推進してきたが、令和3年に当法律は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に改正され、法の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたことに加え、宮崎県木材利用促進条例が制定されたことを踏まえ、市が実施する事業はもとより、民間建築物も含めた建築物全体において、地域材の利用を促進し、木材の良さを普及啓発するなど、地域材の需要拡大を図る。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域材」とは原則として、市内及び耳川流域から生産又は加工された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、原則として県産材の木材とする。
- (2) 「木造化」とは、構造耐久上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は一部に地域材を使って木造とする新築及び増改築とする。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域材を用いることとする。

第3 公共建築物等における木材利用の促進の意義

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1) 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、県や市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2) 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や持続可能な開発目標（SDGs）への貢献に加え、地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

3) ゼロカーボン社会の実現

木材は、調湿性に優れ断熱性が高くリラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーも低い環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。

これらの優れた特性を持つ木材の利用を推進することは、森林の適正な整備を通じた森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、2050年ゼロカーボン社会の実現にも大きく貢献するものである。

第4 公共建築物における地域産材の利用目標

- 1 公共建築物の新築・増築・改築又は改修を行う場合、積極的に木造化、または内装等に地域材を使った木質化に努める。
- 2 市が公共建築物等に導入する備品・家具・調度品等は可能な限り木材製品とする。
- 3 公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図るものとする。

第5 地域材の利用を推進すべき公共建築物等

地域材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、県の方針に即して可能な限り地域材の利用に努める。

1. 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
2. その他、公共の用に供する工作物等

第6 地域材の利用促進に向けた取り組み

1 市の取り組み

市は、建築材料として使用される木材の円滑な供給を図るため、木材業者の連携等による品質・性能の確かな乾燥材や集成材等の安定供給を促進する。

また、市は、民間事業者が整備する建築物等の情報を収集し、地域材の積極的な利用の促進に理解と協力が得られるよう幅広く呼びかけるとともに、木造化・木質化に関する情報の提供や木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制及び建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の計算・表示方法（※別紙「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」参照）の周知等に取り組むなど、必要な支援を行うものとする。

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第7 市民への理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、市は、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの市民の理解が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第8 その他地域材の利用を推進する上で必要な事項

地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

第9 期待される効果

本基本方針に基づき、民間における建築物等に地域材の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、脱炭素社会の実現や山村地域の活性化等に資することが期待される。

本市の公共建築物等における木材利用の目標

①公共建築物の木造率（床面積ベース）

		現状	目標値 (令和12年度)
木造率	宮崎県	24.7% (令和元年度)	35%
	日向市	11.8% (令和3年度末時点)	17%

算出の根拠：宮崎県の木造率 国土交通省 建築着工統計（令和元年度）より林野庁木材利用調べによる算出
日向市の木造率 公共建築物の木造建築物床面積／全床面積により算出
県の目標設定の率（約1.4倍）を適用する。

②公共建築物等の単位面積あたりの市産材等使用料（県の目標数値を準用）（単位： m^3/m^2 ）

木造施設		非木造施設（内装木質化）	
用途	目標値	用途	目標値
倉庫、作業所、更衣室等 比較的簡易な公共建築物	0.05	倉庫、作業所、更衣室等 比較的簡易な公共建築物	0.01
延床面積1,000 m^2 以上の 大規模な公共建築物	0.10	庁舎（事務室）、学校校舎（教室）、 等	0.02
上記以外の公共建築物	0.20	公営住宅や市民へのPR効果が高い公共建築物	0.04
		上記以外の公共建築物	0.02

算出の根拠

- 国土交通省が3年毎に実施する「建設資材・労働力需要実態調査（平成18年度原単位）」の「表－4 建築着工統計区分（構造別）に対応する面積原単位（全国）から」、構造別の木材使用料の基礎データ（ m^3/m^2 ）を算出。
- 木造施設については、基礎データを参考に目標値（0.20）を設定した。ただし、壁や間仕切り、内装仕上げ等が少ない倉庫・作業所等や大規模建築物については、過去の実績等を考慮した。
- 非木造施設については、内装木質化の充実を促すため、比較的簡易な公共建築物以外は基礎データの2倍（住宅等は3倍）を目標に設定。